



「長崎市認定地域クラブ活動」の活動費を支援します

令和7年12月の国の新しいガイドライン策定に伴い、地域クラブ活動に対して補助金等の支援を行うことが示されました。それを受けて、長崎市においても以下の点について、認定地域クラブ活動に対し活動費等の支援を新たに

行うこととしました。



① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

下表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める補助基準額と、休日の認定地域クラブ活動に係る補助対象経費の合計額から、休日の認定地域クラブ活動に係る収入を控除した額のいずれか低い額を補助することとしています。



区 分	補 助 基 準 額			
	月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1) 参加生徒数27人以上で指導者を3人以上配置	運動クラブ 673千円	運動クラブ 550千円	運動クラブ 427千円	運動クラブ 305千円
	文化クラブ 691千円	文化クラブ 569千円	文化クラブ 446千円	文化クラブ 323千円
(2) 参加生徒数13人から26人までで指導者を2人配置	運動クラブ 576千円	運動クラブ 475千円	運動クラブ 373千円	運動クラブ 272千円
	文化クラブ 596千円	文化クラブ 494千円	文化クラブ 393千円	文化クラブ 291千円
(3) 参加生徒数5人から12人までで指導者を1人配置	運動クラブ 423千円	運動クラブ 356千円	運動クラブ 290千円	運動クラブ 224千円
	文化クラブ 443千円	文化クラブ 377千円	文化クラブ 311千円	文化クラブ 245千円

② 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

経済的な理由で、長崎市認定地域クラブ活動の活動費を負担することが困難な世帯が対象。具体的には生活保護世帯や市民税非課税世帯、就学援助世帯に対し、地域クラブ活動の参加費と保険料を（最大年間36,800円）補助する制度を実施。



③ 指導者の資格取得奨励金制度

長崎市の認定を受けた団体において、安全で質の高い指導を受けることができる環境を整備するため、認定地域クラブ活動の指導者に対して、活動に必要な資格を取得する場合、取得費用の1/2（最大18,000円）を支援する「資格取得奨励金制度」を実施。

※補助金の申請には、それぞれに必要な要件や手続きが必要です。詳細については、地域クラブ活動推進室にお問い合わせください。

【担当連絡先】

長崎市教育委員会 地域クラブ活動推進室
三谷 白井 濱口 TEL 095-801-1716

